

会議結果報告書

平成28年1月21日

会議の名称	第8回滞納ZEROプロジェクト会議
日時	平成28年1月21日(木) 午前9時30分～午前10時15分
場所	市役所 4階 第三委員会室
出席者職氏名	<p>【チームリーダー等】(※進行者)</p> <p>収税課長: 芦野課長 ※リーダー: 市ノ瀬主幹 サブリーダー: 佐々木主幹</p> <p>【収税課】 間船主事</p> <p>【高齢者ふれあい課】 近藤課長、増田主査</p> <p>【福祉課】 山崎課長、内田主任</p> <p>【子育て支援課】 中村課長、一杉主査</p> <p>【教育総務課】 富澤主幹</p> <p>【上下水道総務課】 谷岡主査</p> <p style="text-align: right;">(計 12人)</p>
議題	<p>1. 「市税と市税外の強制徴収公債権の徴収に関する事務一元化に向けた調査研究結果」についての報告書、志木市債権管理マニュアルの内容確認</p> <p>2. 質疑応答</p>
結果等	<p>1. 報告書の内容確認</p> <p>(1) 市税と市税外の強制徴収公債権事務一元化に係る提案事項 (2) 市税と市税外の強制徴収公債権調査研究結果 (3) 資料1 債権管理について(債権の分類) 資料2 債権管理に係るヒアリングシート結果一覧 資料3 強制徴収公債権基本フローチャート 資料4 志木市債権管理マニュアル(強制徴収公債権) 資料5 プロジェクト会議開催状況等</p> <p>事前に配布した報告書等についてメンバー内で内容を確認。移管基準や平成28年度債権管理に係る研修計画、今後の課題を各課で共有。なお、後日報告書又はマニュアルについて気付いた点があったら収税課まで連絡を入れる。</p>

2. 質疑応答

① 生活保護法第78条返還金については対象者9名のうち7名が、現在も生活保護費を受給している。その7名については、本人から返還してもらっている状況なので、まずは他2名について収納管理課へ引き継ぐという認識でいいのか。

→ そのとおりです。

② 今後、延滞金のみ残ってしまう場合や短時間で滞納が膨れあがってしまうケースも考えられるがそういった場合も引き継いでもらえるのか。

→ 今回制定した移管基準はあくまで現時点でのもの。最初に移管して以降も、困難な事案が発生すれば個別で対応していきます。

③ 吏員証については、発行依頼先は人事課でよろしいか。

→ そのとおりです。

④ システム改修についてはどのような流れとなるのか

→ システムごとに滞納金目録作成用EUCを用意する必要があるので、各課でシステム改修依頼書を政策推進課電子政策グループへ提出してください。

⑤ 今後、強制徴収公債権以外の債権(非強制徴収公債権、私債権)も事務一元化すべきとの声があがることが予想されるが、これについてはどう考えているのか。

→ 本調査研究結果を踏まえ、今後全庁横断的な業務見直しを行ったうえで、強制徴収公債権以外の他の債権についても検討していく必要があると考えています。

次 回

日 時
場 所